

第22期  
第7回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和2年12月25日(金) 午後15時00分開議  
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員(11名)

- |           |           |          |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 樋口金一郎  | 2. 新野 清   | 3. 伊勢亀崇男 |
| 4. 児玉 匡樹  | 5. 鈴木 政司  | 6. 高橋 康子 |
| 7. 中川 要一  | 8. 齋藤永治郎  | 9. 丸川 正博 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 |          |

農業委員会事務局

事務局長	大木 健一
事務局長補佐	橋本 達也
農地調整主任	青木 ひろみ

付議事件

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	報告第 8号	農地の賃貸借契約の解約について
日程第4	議案第 23号	農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について
日程第5	議案第 24号	農地法第3条の規定による許可について
日程第6	議案第 25号	農地法第4条の規定による許可について
日程第7	議案第 26号	農地法第5条の規定による許可について
日程第8	議案第 27号	農用地利用集積計画の決定について
日程第9	議案第 28号	農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について

**議 長 (会長 小林 孝次)**

ご参集大変ご苦労様でございます。

これより、第7回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

**大木事務局長** はい、議長。

**議 長** はい、大木事務局長。

**大木事務局長** はい。【議事日程説明】

**議 長** 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、7番 中川要一委員 9番 丸川正博員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

**議 長**

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第8号「農地の賃貸借契約の解約について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より報告を求めます。

**橋本事務局長補佐** はい、議長。

**議 長** はい、橋本補佐。

**橋本事務局長補佐** ご説明いたします。

報告第8号 「農地の賃貸借契約の解約について」農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約の合意解約の通知があったので報告する。

番号 1

通知人 賃借人 白鷹町大字〇〇〇〇番地 氏名 〇〇 〇〇  
賃貸人 白鷹町大字〇〇〇〇番地 氏名 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇  
地 番 〇〇〇〇番地〇  
地 目 田  
地 積 8, 577 m<sup>2</sup>  
契約期間 平成3.11.30～平成13.11.29  
解約日 令和2.12.1  
解約の事由 相手方の要望  
備 考 自動更新  
他5件でございます。  
説明は以上になります。

**議 長**

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。  
それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承  
することにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに  
決しました。

日程第4 議案第23号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか  
否かの判断について」を議題といたします。会長に代わり事務局より説明を求  
めます。

**橋本事務局長補佐** はい、議長。

**議 長** はい、橋本補佐。

**橋本事務局長補佐** ご説明申し上げます。

議案第23号 「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判  
断について」次の農地について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当す  
るか否かの判断を求める。内容は別紙1のとおり。

別紙1をご覧ください。

番号1 土地の表示

所在 大字〇〇〇〇  
地番 〇〇〇番地〇  
地目 田  
地積 79 m<sup>2</sup>  
他419件

別紙の14ページをご覧ください。合計につきましてご説明いたします。

田	39筆	14,741.00 m <sup>2</sup>
畑	380筆	214,098.87 m <sup>2</sup>
山林	1筆	375.00 m <sup>2</sup>
合計	420筆	229,214.87 m <sup>2</sup>

説明は以上になります。

**議 長**

説明が終わりました。質疑・討論を行います。  
質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますが  
ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から420番案件について  
「農地に該当しないと判断する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって、1番案件から420番案件について「農地に該当しないと  
判断する」ことに決しました。

日程第5 議案第24号「農地法第3条の規定による許可について」を議題  
といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**橋本事務局長補佐** はい、議長。

**議 長** はい、橋本補佐。

**橋本事務局長補佐** ご説明申し上げます。

議案第24号 「農地法第3条第1項の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇番地	氏名	〇〇	〇〇
	譲渡人	東根市〇〇〇〇〇〇番地	氏名	〇〇	〇〇

土地の表示

所在	大字〇〇〇〇
地番	〇〇番地〇
地目	畑
地積	143㎡他 他5筆
経営面積	19,193㎡(取得前) 21,710㎡(取得後)
契約の種類等	所有権の移転(売買)
対価(10a当り)	総額〇〇〇〇〇〇円
他8件	

説明は以上になります。

**議 長**

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。  
1番案件について、4番 児玉匡樹委員よりお願いします。

**児玉匡樹委員** はい、議長。

**議 長** はい、児玉委員。

**児玉匡樹委員** 1番案件について調査のご報告をいたします。

12月15日、わたくしと、小林周一 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、トラック1台、管理機1台、移植機1台を所有しております。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻、子とのことです。

技術は本人が45年、妻が35年、子が1年の経験があり問題ないと思われま  
す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は21,710㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に支障を生ずるおそれはありません。  
以上、ご報告いたします。

**議 長**

ご苦労様でした。次に2番案件及び3番案件について、4番 児玉匡樹委員よりお願いします。

**児玉匡樹委員** はい、議長。

**議 長** はい、児玉委員。

**児玉匡樹委員** 2番案件及び3番案件について調査のご報告をいたします。

12月16日、わたくしと、小林周一 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、田植機1台、軽トラック1台、あぜぬり機1台を所有しております。

労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。

技術は、本人が40年の経験があり問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は27,546㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

**議 長**

ご苦労様でした。つづきまして4番案件から7番案件について10番 村上浩康委員よりお願いします。

なお、4番案件については「新規就農者面談」を行っておりますので、調査報告に引き続き 齋藤永治郎 農地部会長より、面談結果等について報告をお願いします。

**村上浩康委員** はい、議長。

**議 長** はい、村上委員。

**村上浩康委員** 4番案件から7番案件について調査のご報告をいたします。

12月18日、わたくしと、安達善晴 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台を所有しております。  
労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。  
技術については、新規就農者ですが、〇〇〇〇において2年間、研修を受けており問題ないと思われます。  
遊休農地はございません。今後取得する農地を耕作します。  
取得する農地は確認しております。  
必要な農作業に常時従事すると認められます。  
取得後の経営面積は4,501㎡です。  
権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。  
以上、ご報告いたします。

**議 長** 引き続き、齋藤農地部会長より面談の報告をお願いします。

**齋藤永治郎委員** 私の方から「新規就農者面談」のご報告をいたします。

〇〇〇〇〇在住の〇〇〇〇さんについては、12月18日に、私のほか、児玉匡樹副部会長、村上浩康委員、安達善晴推進委員、橋本補佐と「新規就農者面談会」を実施し、本人から提出されました「営農計画書」に基づいて聞き取りを行いました。

〇〇〇〇さんは〇〇〇の出身です。以前、東京で開催されました新農業人フェアにおいて、白鷹町のブースを訪れたことがきっかけとなり、話が進み、新規就農することになりました。

これまでは、今年の8月まで2年間、〇〇〇〇で研修をされたとのことです。

この度、〇〇地内の畑を賃借し、合計4,501㎡を取得するものです。

今後、ミニトマトのほか、キュウリ、ネギ等の栽培を行っていききたいとのことでした。また、将来的には、ハウスも建てたいとのことでもあります。

2年間の研修経験があり、農業をやっていききたいという意欲が見られ、今後適正に農地が管理されるものと判断いたしました。

以上、報告いたします。

**議 長**

ご苦労様でした。8番案件について、2番 新野清委員よりお願いします。

**新野清委員** はい、議長。

**議 長** はい、新野委員。

**新野清委員** 8番案件について調査のご報告をいたします。

12月15日、わたくしと、安達善晴 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、草刈機1台、田植機1台、共同のコンバイン1台を所有しております。

労働力の確保状況につきましては、本人と妻の2人とのことです。

技術については、本人が50年、妻が30年の経験があり、問題ないと思われ  
ます。遊休農地はございません。取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は34,986㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

**議 長**

ご苦勞様でした。つづきまして9番案件について 5番 鈴木政司委員より  
お願いします。

**鈴木政司委員** はい、議長。

**議 長** はい、鈴木委員。

**鈴木政司委員** 9番案件について調査のご報告をいたします。

12月11日、わたくしと、安達善晴 農地利用最適化推進委員の2名で調  
査を行いました。

機械の所有状況につきましては、乗用モア1台、耕運機1台、防除機1台、  
軽トラック1台を所有しております。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻、子とのことです。

技術については、本人が20年、妻が37年、子が12年の経験があり、問題  
ないと思われ  
ます。遊休農地はございません。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は23,436㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

**議 長** 苦勞様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。  
質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いが  
すがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から9番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって、1番案件から9番案件について、許可することに決しました。

日程第6 議案第25号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**橋本事務局長補佐** はい、議長。

**議 長** はい、橋本補佐。

**橋本事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第25号 「農地法4条の規定による許可について」次の農地について、農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号1

申請人 山形市○○○○○○番地 ○○○○ 氏名 ○○ ○○

土地の表示

所 在	大字○○○○
地 番	○○○○番地○
地 目	田
地 積	292㎡ 他1筆
転用目的	作業場・物置
備 考	併用地 宅地 430.3㎡

説明は以上になります。

**議 長**

説明が終わりました。次に担当委員より調査報告を求めます。  
1番案件について、6番 高橋康子委員よりお願いします。

**高橋康子委員** はい、議長。

**議 長** はい、高橋委員。

**高橋康子委員** 1番案件について調査のご報告をいたします。

12月16日、わたくしと、小関清喜 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

本件につきましては、転用許可を受けずに作業場等を建築していたもので、「追認案件」となります。

転用を行うに必要な資力信用については、すでに建築、整備済みです。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、すでに建築、整備済みで、係る用途に供しています。

他法令による必要な許認可等については、農振農用地に該当するため、合わせて農振除外の手続きを進めています。隣接する宅地が併用地となります。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断いたします。単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。

以上、ご報告いたします。

**議 長** ご苦労様でございました。報告が終わりました。

質疑・討論を行います。質疑・討論を打ち切り採決いたします。

1番案件について「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件は「許可相当」をもって県に進達することに決しました。

日程第7 議案第26号 「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**橋本事務局長補佐** はい、議長。

**議 長** はい、橋本補佐。

**橋本事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第26号 「農地法5条の規定による許可について」次の農地について、農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号 1

申請人 譲受人 岩手県〇〇〇〇〇番地 氏名 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇  
譲渡人 白鷹町〇〇〇〇〇番地 氏名 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇  
地 番 〇〇〇〇番地  
地 目 畑  
地 積 5 7 3 m<sup>2</sup>  
契約の種類等 賃貸借権の設定  
転用目的 店舗建設  
備 考 併用地 宅地 2 8 0 9 . 3 2 m<sup>2</sup>  
他 6 件 で ご ざ い ま す 。  
説 明 は 以 上 で あ り ま す 。

**議 長**

説明が終わりました。次に担当委員より調査報告を求めます。

1 番 案 件 か ら 3 番 案 件 に つ い て 、 3 番 伊 勢 亀 崇 男 委 員 よ り お 願 い いた し ま す 。

**伊勢亀崇男委員** はい、議長。

**議 長** はい、伊勢亀委員。

**伊勢亀崇男委員** 1 番 案 件 か ら 3 番 案 件 に つ い て 調 査 の ご 報 告 を いた し ま す 。

1 2 月 1 4 日、わたくしと、安彦 強 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、金融機関の残高証明書を確認し、問題ないと判断します。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な許認可等については、開発許可、道路法に関する許可について、それぞれ手続きを進めます。隣接する宅地が併用地になります。面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。

以上、ご報告いたします。

**議 長**

ご苦労様でした。4番案件について、5番 鈴木政司委員よりお願いします。

**鈴木政司委員** はい、議長。

**議 長** はい、鈴木委員。

**鈴木政司委員** 4番案件について調査のご報告をいたします。

12月11日、わたくしと、安達善晴 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、融資証明書を確認し、問題ないと判断します。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な許認可等については、農振農用地に該当するため、合わせて農振除外の手続きを進めています。併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。

以上、ご報告いたします。

**議 長**

引き続き5番案件から7番案件について 5番 鈴木政司委員よりお願いします。

**鈴木政司委員** はい、議長。

**議 長** はい、鈴木委員。

**鈴木政司委員** 5番案件から7番案件について調査のご報告をいたします。

12月11日、わたくしと、安達善晴 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、金融機関の残高証明書を確認し、問題ないと判断します。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な許認可等については、農振農用地に該当するため、合わせて農振除外の手続きを進めています。既存の事業用地が併用地となります。面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。雨水の排水については、土地改良区の排水施設を使用することの許可を得ています。一時転用ではありません。  
以上、ご報告いたします。

**議 長** ご苦労様でした。報告が終わりました。  
質疑・討論を行います。質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決  
いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から7番案件について、  
「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から7番案件は「許可相当」をもって県に進達す  
ることに決しました。

日程第8 議案第27号 「農用地利用集積計画の決定について」を議題と  
いたします。

なお、本案件は議事参与の制限に該当する案件がありますので、2回に分け  
て審議いたします。

はじめに、議事参与の制限に該当する13番案件について審議を行います。

ここで、白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき 10番 村上  
浩康委員の退室を求めます。

(村上委員退室)

会長に代わり、事務局より提案理由の説明を求めます。

**橋本事務局長補佐** はい、議長。

**議 長** はい、橋本補佐。

**橋本事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第27号 「農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促  
進法第18条の規定により、令和2年度 第6回白鷹町農用地利用集積計画の  
決定を求める。公告予定年月日は令和2年12月28日

【新規】

番号13

譲受人 白鷹町大字○○○○○○番地  
氏名 ○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○○  
譲渡人 白鷹町大字○○○○○○番地の○ 氏名 ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○○  
地 番 ○○○○番地○  
地 目 田  
地 積 977㎡  
契約の種類等 賃貸借権の設定（10年）  
賃貸期間 令和2.12.28～令和12.3.31  
土地引渡時期 令和2.12.28  
対価（10a当り） ○○○○○円  
説明は以上になります。

**議 長** 説明が終わりました。質疑・討論を行います。  
質疑・討論を打ち切り採決いたします。13番案件について、計画のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって提案のとおり第6回白鷹町農用地利用集積計画のうち13番案件の計画について決定しました。

ここで、10番 村上浩康委員の入室を求めます。

（村上委員入室）

議事を進行いたします。  
引き続き「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。  
1番案件から12番案件、並びに14番案件及び15番案件について、会長に代わり、事務局より提案理由の説明を求めます。

**橋本事務局長補佐** はい、議長。

**議 長** はい、橋本補佐。

**橋本事務局長補佐** ご説明いたします。

【所有権移転件】

番号 1

譲受人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇番地の〇 氏名 〇〇 〇〇  
譲渡人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇番地 氏名 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇  
地 番 〇〇〇〇番地〇  
地 目 畑  
地 積 1 6 1 9 m<sup>2</sup>  
契約の種類等 所有権の移転  
土地引渡時期 令和 2. 1 2. 2 8  
対価 (10 a 当り) 総額 〇〇〇〇〇円  
説明は以上になります。

【新規】

番号 2

譲受人 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名 〇〇 〇〇  
譲渡人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇番地 氏名 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇  
地 番 〇〇〇〇番地  
地 目 畑  
地 積 3 5 4 8 m<sup>2</sup>  
契約の種類等 賃貸借権の設定 (10 年)  
賃貸期間 令和 2. 1 2. 2 8 ~ 令和 1 2. 1 2. 3 1  
土地引渡時期 令和 2. 1 2. 2 8  
対価 (10 a 当り) 〇〇〇〇〇円  
他 1 3 件となります。  
説明は以上になります。

**議 長** 説明が終わりました。質疑・討論を行います。  
質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますが  
ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から12番案件、並びに14番案件及び15番案件について計画のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって提案のとおり、第6回白鷹町農用地利用集積計画のうち、1番案件から12番案件、並びに14番案件及び15番案件について計画のとおり決定しました。

日程第9 議案第28号「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について」を議題といたします。

なお、本案件は議事参与の制限に該当する案件ですので、ここで白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき、8番 齋藤永治郎委員の退室を求めます。

(齋藤委員退室)

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**橋本事務局長補佐** はい、議長。

**議 長** はい、橋本補佐。

**橋本事務局長補佐** ご説明申し上げます。

議案第28号 「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について」農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規定に基づき調整委員を指名したので承認を求めます。

申出人 ○○○○○○○○○番地 ○○○○○○事務所  
○○○ ○○ ○○  
○○○ ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○○  
地 番 ○○○番地○  
地 目 畑  
地 積 133㎡ 他10筆  
申出内容 土地の売却あつせん

指名した調整委員

齋藤 永治郎 委員

小関 清喜 推進委員

説明は以上になります。

**議 長** 説明が終わりました。質疑・討論を行います。  
質疑・討論を打ち切り採決いたします。本件について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって、本件については承認することに決しました。  
ここで、8番 齋藤永治郎委員の入室求めます。

(齋藤委員入室)

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。  
これをもって、第7回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第7回白鷹町農業委員会総会の議事録に署名いたします。

令和2年12月25日

白鷹町農業委員会議長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_